

## 第3編 風水害等対策編

### 第1章 災害予防計画

- 第1節 風水害等に強いまちづくり
- 第2節 災害危険地域等の予防対策
- 第3節 防災知識の普及
- 第4節 防災訓練の実施
- 第5節 自主防災組織等の育成
- 第6節 避難行動要支援者の安全確保
- 第7節 ライフライン施設等の予防対策
- 第8節 防災拠点機能の充実及び強化
- 第9節 組織体制の整備
- 第10節 情報通信連絡体制の整備
- 第11節 消防力の強化
- 第12節 緊急輸送活動対策
- 第13節 医療救護体制の整備
- 第14節 避難収容対策
- 第15節 物資の備蓄
- 第16節 災害ボランティア受入体制の整備
- 第17節 孤立集落化の予防



## 第1節 風水害等に強いまちづくり

産業建設部 関係各部

災害から市域を保全するため、地域の特性や環境、景観に配慮しつつ、治山、治水、海岸保全事業等を計画的に実施し、風水害に強いまちづくりを推進する。

### 1 治山

森林は、環境保全及び防災上大きな役割を果たしており、山地災害の防止、水源かん養、生活環境の保全を図るため、予防、復旧治山事業及び保安林整備事業を推進するよう国及び県に働きかける。

#### (1) 予防、復旧治山事業

崩壊危険地及び崩壊地、侵食された溪流などの山地を復旧、整備し、荒廃山地に起因する災害の防止及び軽減を図るため、谷止工や水路工、植栽工等を行う。

#### (2) 保安林整備事業

機能の低下した保安林、被災した保安林等を改良し、機能の維持回復又は増加を目的とした改植や補植を行うとともに、水源かん養機能、防災機能及び生活環境保全機能を併せ持つ森林の造成、改良を行う。

### 2 砂防

荒廃した山地、溪流の土砂流出、集中豪雨等による土石流、急傾斜地の崩壊等による災害から人家及び人命を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業等を推進するよう国及び県に積極的に働きかける。

#### (1) 砂防事業

砂防えん堤の建設や土砂流出防止の護岸工事等の整備を行うよう県に対し働きかけ災害の未然防止を図る。

#### (2) 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、人家5戸以上、がけの高さ5メートル以上、勾配30度以上の危険な箇所は「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されるよう働きかける。

また、崩壊防止工事については、土地所有者等が施工することが困難又は不相当と認められ、かつ「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次崩壊防止工事として施工するよう県に対して働きかける。

#### (3) 地すべり対策事業

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こし、その面積が5ヘクタール（市街地で

は2ヘクタール)以上の地区で、かつ、多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家又は公共施設等に被害を及ぼすおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地下水の排水施設、擁壁等地域に対応した防止施設の整備を県に働きかける。

### 3 河川保全

洪水や高潮、波浪（寄り回り波）等による災害を防止するため、各河川管理者は、緊急度に応じて堤防の維持、狭さく部の拡幅、護岸、浚渫、根固め工の修繕、堆積土砂の除去等の改修整備を推進する。

### 4 都市排水

市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、排水ポンプ、雨水調整施設の整備や雨水幹線等の排水施設の整備を推進する。

### 5 道路

道路は、災害時の避難、物資の輸送、救援・救護、消防活動に重要な役割を果たし、また、火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど多様な機能を有する。このため、道路改良事業、道路災害防除事業等により道路網の整備を推進する。

### 6 農地保全

農業及び農業用施設の被害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

#### (1) 湛水防除事業

流域の開発等立地条件の変化により、湛水被害を生じるおそれがある地域では、排水機、排水樋門、排水路等の整備を行い、予想される被害を未然に防止する。

#### (2) ため池等整備事業

かんがい用ため池のうちには、老朽化し、堤体からの漏水、余水吐の能力不足等がみられるものがあり、改修工事を推進し、漏水等による災害を未然に防止する。

### 7 海岸保全

各管理者は、海岸を高潮、波浪（寄り回り波）等による被害から防ぐため、堤防・護岸の新設補強及び根固め工、消波工、消波堤、護岸堤等の整備を推進する。

### 8 港湾・漁港整備

各管理者は、産業活動上重要な役割を果たしている港湾や漁港を高潮、波浪（寄り回り波）等による被害から防ぐため、防波堤・護岸等の外郭施設の整備を推進する。

## 第2節 災害危険地域等の予防対策

産業建設部 関係各部

山崩れ、がけ崩れ、水害の未然防止やいったん災害が発生した場合の被害軽減を図るため、県及び防災関係機関と連携し、災害危険地域の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、避難体制の整備等の災害予防対策に努める。

### 1 土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所

(資料10-2～10-9 危険箇所及び区域等の指定)

#### (1) 土砂災害危険箇所の予防対策

市は、土砂災害危険箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備促進等に加え、土砂災害危険箇所の周知徹底及び適切な土地利用の誘導など土砂災害の予防対策に努める。

ア 危険箇所等について、市民に周知徹底を図るとともに、危険防止に努める。

イ 危険箇所等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努める。また、関係機関と協力して、がけ崩れ災害等に対する防災訓練を実施する。

ウ 関係機関と協力して、がけ崩れ、地すべり及び土石流等に関する情報、日常の防災活動、降雨時の対応等について、パンフレット、広報誌等を積極的に活用して市民に周知徹底を図る。

エ がけ崩れ等により被害が予想される市民を対象に、がけ地近接等危険住宅移転事業等により所要の援助を行い、移転の推進を図る。

オ 土砂災害防止法に基づいて指定された\*土砂災害警戒区域等において、新規住宅の立地抑制等のソフト対策を進める。

\*土砂災害警戒区域等

| 指定名称                      | 災害の種類                                                                                | 指定権限 | 指定の条件                          | 対策の概要                                                                                                                                                |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土砂災害警戒区域<br>(通称：イエローゾーン)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>土石流</li> <li>地すべり</li> <li>急傾斜地の崩壊</li> </ul> | 県知事  | 土砂災害のおそれのある区域                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報伝達、警戒避難体制の整備</li> <li>要配慮者への情報伝達及び警戒避難体制の整備及び周知</li> <li>警戒避難に関する事項の住民への周知</li> </ul>                       |
| 土砂災害特別警戒区域<br>(通称：レッドゾーン) |                                                                                      |      | 建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定の開発行為に対する許可制</li> <li>建築物の構造規制</li> <li>土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告</li> <li>勧告による移転者への融資、資金の確保</li> </ul> |

## (2) 警戒避難体制の確立

土砂災害は突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

市は、各々の危険箇所及び土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備を図るため、次の事項を定め、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じ、市民に周知する。

また、警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする（資料3-4 土砂災害に関する情報の伝達系統、5-2 高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設への情報伝達）。

ア 地域特性を考慮した警戒又は避難を行うべき客観的数値に基づく具体的基準（降雨量等警戒避難基準）の設定

イ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法、予警報及び避難情報の伝達方法

ウ 適切な避難方法、避難所

エ がけ崩れ等による危険が増大した場合の避難実施責任者、避難方法、避難所、伝達方法等

## 2 山地災害危険箇所（資料10-10 崩壊土砂流出危険地区、10-11 山腹崩壊危険地区）

(1) 市は、危険箇所に関する情報の提供、降雨時の対応方法等について、広報誌、パンフレット等を積極的に活用して、市民に周知徹底を図るとともに、警戒避難体制について整備するよう努める。

## 3 老朽ため池危険箇所（資料10-12 老朽ため池危険箇所（受益面積2ha以上））

(1) ため池の管理者は、日頃からため池の点検を行い、異常な兆候の早期発見に努める。また、出水時又は異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくとともに貯水制限等の措置を講じておく。

(2) 市は、ハザードマップを作成する際に、老朽ため池決壊被害想定区域、ため池の決壊時における伝達情報、避難所等の必要な事項を市民に周知させるよう努める。

## 4 重要水防箇所

(1) 重要水防箇所（資料9-4 重要水防箇所（河川））

ア 市は、「魚津市水防計画」に基づき、重要水防箇所をはじめ関係河川及び海岸、堤防等を巡視し、必要な措置をとる。

イ 重要水防箇所として指定された工作物の管理者は、常に点検整備し、また、応急水防工法を定める。

## 5 浸水想定区域

### (1) 浸水想定区域内の施設等の公表

市域に水防法第14条―第14条の3による浸水想定区域の指定があった場合、当該浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称、所在地について、地域防災計画に定めるとともに、住民へ周知を図る。なお、水防法にはこれらの施設の明確な要件が示されていないため、地下街等及び要配慮者利用施設については、次のとおり位置付ける。

#### A 地下街等（該当施設なし）

消防法施行規則（昭和36年自治省令6号）第12条第8項に掲げる次の施設

- ① 延べ面積が千平方メートル以上の地下街
- ② 地階の床面積の合計が五千平方メートル以上の防火対象物

#### B 要配慮者利用施設（資料5-1 要配慮者利用施設）

- ① 病院、診療所（入院施設があるものに限る。）
- ② 高齢者福祉施設、児童福祉施設、障害福祉施設等

（具体的な施設の種類の種類は、次のとおりとする。）

|         |                                                                                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者福祉施設 | 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、地域密着型通所介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型グループホーム、通所リハビリステーション、小規模多機能型居宅介護事業所           |
| 児童福祉施設  | 認可保育所、幼保連携型認定こども園、児童センター、病児病後児保育事業所                                                                                                |
| 障害福祉施設  | 療養介護施設、生活介護事業所、短期入所事業所、障害者支援施設、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、共同生活援助事業所（グループホーム）、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、障害児入所施設 |

- ③ 幼稚園又は特別支援学校

### (2) 水位情報の伝達方法（資料5-2 要配慮者利用施設への情報伝達）

市は、地域防災計画において定めた浸水想定区域内の地下街等又は主として要配慮者が利用する施設について、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう水位情報（避難判断水位到達情報）の伝達方法を定める。

＊市域の水位周知河川（早月川、角川、鴨川、片貝川、布施川）

### (3) 避難確保計画

浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の所有者又は管理者は、単独又は共同して作成して、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、次に掲げる事項を記載した避難確保計画を作成し、

市に報告するとともに、公表しなければならない。

- 1 洪水時の防災体制に関する事項
- 2 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- 3 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 4 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 5 利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

## 6 災害危険区域等

### (1) 土地利用に関する規制、誘導

県では、法令に基づき溢水、たん水、高潮等による災害の危険のある土地及び水源をかん養し、土砂の流出を防ぐなどのために保存する必要がある土地の区域については、市街化調整区域に指定する等により、市街化を抑制することとしており、市は、県と連携し、被害の拡大を防ぎ、安全な都市環境の形成を誘導するため、土地の合理的な利用を図る。

### (2) 災害危険区域

県は、急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止又は制限を行う。

また、建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ付近の建築物について、がけから一定の水平距離を保つよう制限することとなっており、市は、これらの制限を受ける住宅を対象に、\*がけ地近接等危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の推進を図る。

\*\*\*がけ地近接等危険住宅移転事業 災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害の高いおその土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援する。

|      |                                                                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象区域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域</li> <li>・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された土砂災害特別警戒区域</li> </ul>               |
| 採択要件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅</li> <li>・ 事業計画に基づく移転であること</li> <li>・ 急傾斜地崩壊危険区域では原則として10戸未満の集落</li> </ul>         |
| 補助内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険住宅の除去等に要する経費（除去費等）</li> <li>・ 危険住宅に代わる住宅の建設または購入（これに必要な土地の購入を含む）をするために要する資金を金融機関から借入れた場合において当該借入金利子に相当する経費（建物助成費）</li> </ul> |



### 第3節 防災知識の普及

関係各部

市は、所属職員に対しマニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習得する機会を設け、防災知識の普及に努める。また、市民に対しても「自らの身は自らで守る。みんなのまちはみんなで守る」という防災の基本を認識するとともに、防災広報、防災教育、講演会等を積極的に実施し、普及・啓発に努める。

また、東日本大震災を契機に高まった防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努めるとともに、幼いころからの防災教育の充実を図ることが重要である。

具体的な施策については、第2編第1章第3節「防災知識の普及」に準じる。

### 第4節 防災訓練の実施

総務部 消防部 関係各部

災害時に県、関係機関及び要配慮者を含めた地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、平常時から各種の防災訓練を計画的、継続的に実施する。

また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

具体的な施策については、第2編第1章第4節「防災訓練の実施」に準じる。

### 第5節 自主防災組織等の育成

総務部 消防部

災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、地域住民や事業所等の迅速かつ的確な行動が極めて重要であることから、市は県等と相互に連携し、自主防災組織等の育成・指導に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第5節「自主防災組織等の育成」に準じる。

## 第6節 避難行動要支援者の安全確保

民生部 総務部 関係各部

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる要配慮者が被災した場合、一般市民よりも大きな身体的危険が予想され、さらに避難生活にも精神的、身体的なハンディキャップを負うことが予想されるため、その対策について整備しておく。

具体的な施策については、第2編第1章第6節「避難行動要支援者の安全確保」に準じる。

## 第7節 ライフライン施設等の予防対策

産業建設部 上下水道部

大規模な災害の発生により、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、避難や救援・救助活動の応急対策を実施するうえで大きな支障となる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関は、各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策を図るなど被害軽減のための諸施策を実施する。

具体的な施策については、第2編第1章第7節「ライフライン施設等の予防対策」に準じる。

## 第8節 防災拠点機能の充実及び強化

関係各部

市庁舎、消防施設等の災害応急活動の拠点となる施設や避難所となる学校等防災上重要な公共施設について、その施設の安全性確保に努めるとともに、施設機能の充実・強化を図る。

具体的な施策については、第2編第1章第8節「防災拠点機能の充実及び強化」に準じる。

## 第9節 組織体制の整備

関係各部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、市及び防災関係機関は、平常時から配備・動員計画を定めておく。

具体的な施策については、第2編第1章第9節「組織体制の整備」に準じる。

## 第10節 情報通信連絡体制の整備

総務部 消防部

大規模な災害が発生した場合、N T T回線等の通信回線の不通又は輻輳といった状態が予想されることから、市及び防災関係機関は、情報収集・伝達手段の複数化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。

このため、市は、各防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第10節「情報通信連絡体制の整備」に準じる。

## 第11節 消防力の強化

消防部

災害による火災及び死傷者を最小限に抑えるためには、消火体制の強化、救急救助体制の充実、消防水利の確保が重要であり、その整備を計画的に推進する。

また、火災予防の強化や消防職員・消防団員の消防教育訓練を推進する。

具体的な施策については、第2編第1章第11節「消防力の強化」に準じる。

## 第12節 緊急輸送活動対策

産業建設部 消防部 総務部

災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、交通路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

具体的な施策については、第2編第1章第12節「緊急輸送活動対策」に準じる。

## 第13節 医療救護体制の整備

民生部 消防部

災害時においては、広域あるいは局地的に多数の傷病者が発生することが予想されるため、情報の混乱と医療機関自体の被災があいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護の需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時から市及び医療機関等は、医療救護体制を充実・強化するよう努める。

具体的な施策については、第2編第1章第13節「医療救護体制の整備」に準じる。

## 第14節 避難収容対策

関係各部

災害発生時における避難者の収容のため、事前に小学校体育館等の避難所を指定するとともに、適切な避難誘導體制の確立に努め、また、市民に対し避難所や避難のための知識の普及に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第14節「避難収容対策」に準じる。

## 第15節 物資の備蓄

総務部 関係各部

大規模な災害が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になり、被災者向けの飲料水、食料、その他生活必需品の全てを即時に供給することが困難となることが予想される。そこで市は、市民、事業所に対して「必要最低限の飲料水、食料、生活必需品を自らが確保することが不可欠である。」という指導、啓発を徹底する必要がある。

また、同時に最低限の飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制の整備を図る。

具体的な施策については、第2編第1章第15節「物資の備蓄」に準じる。

## 第16節 災害ボランティア受入体制の整備

民生部

大規模な災害が発生した場合、県内外から駆けつける多くのボランティアが災害発生直後から救援・復興において非常に大きな役割を果たすことから、市ではボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に展開できるよう側面から積極的に支援するとともに、自らも専門的技術や知識を有した災害ボランティアの育成等に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第16節「災害ボランティア受入体制の整備」に準じる。

## 第17節 孤立集落化の予防

総務部 関係各部

土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するため、各種対策を実施するとともに、孤立のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるため、万全の事前措置を実施する。

具体的な施策については、第2編第1章第17節「孤立集落の予防」に準じる。

